

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年5月8日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市安佐南区中須2丁目20-20
氏名	広島医療生活協同組合 広島共立病院 院長 村田裕彦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-879-1111
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島医療生活協同組合 広島共立病院
事業場の所在地	広島市安佐南区中須2丁目20-20
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数
③従業員数	357人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室など各職場に専用容器を使用して保管、廃棄を行う。 (20L, 50L, 70Lのプラスチック容器) 2. 専用容器は施錠できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 収集運搬委託業者が週2回回収を行い、委託先にて保管管理を行う。 4. 中間処理委託業者（収集運搬委託業者と同じ）の施設にて焼却を行う。 5. 中間処理委託業者が最終処分委託業者へ運搬し、委託先にて保管管理を行う。 6. 最終処分委託業者が埋め立てを行う。

現状：前年度（令和5年度）実績量
計画：今年度（令和6年度）計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	143	140									143	140	143	140						
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
特定有害産業廃棄物																				
指定下水汚泥																				
鉱さい																				
廃石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	143	140	0	0	0	0	0	0	0	0	143	140	143	140	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- 1.各職場で専用容器に入れ、一時保管管理を行う。
- 2.各職場の職員や、病院内の清掃員が各部署から容器を定期的に回収し施設できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。
- 3.収集運搬委託業者が定期的に回収運搬し、委託先にて保管管理を行う。
- 4.中間処理委託業者が焼却し、委託先にて保管管理を行う。
- 5.最終処分場へ運搬し、最終処分委託業者が処分を実施する。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	コロナが5類になったことから感染防護具の着用基準が変更になり昨年度より減少した。
②計画 (今後実施する予定の取組)	分別の周知を行い、少しでも排出量を減らす努力の継続。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	種類: 感染性廃棄物 分別に関する取組み: 感染が予想されるものとそうでないものを分別して廃棄を行った。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	種類: 感染性廃棄物 分別に関する取組み: 適切な廃棄をするために周知徹底

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	週2回専門業者による回収、処分を実施している。 コロナも落ち着き、特に問題なく連携をとり柔軟な対応をしてもらっている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状通り、委託業者と連携を取り、安全性を維持しながら廃棄を進めていく

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	143 t
②今後実施する予定の取組等	2024年4月から電子マニフェストへ移行した